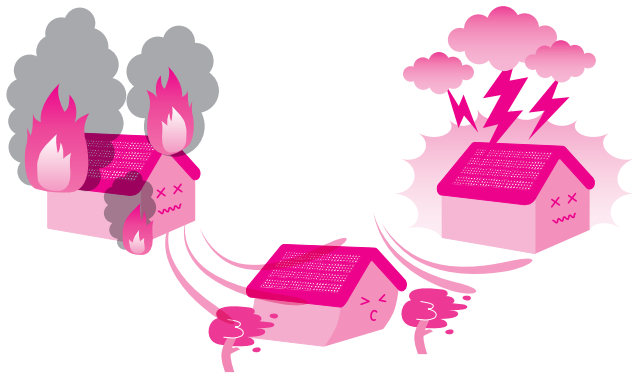


10年間の安心と安全をお届けします!

サンテックパワー

総合補償

① 自然災害補償



② 屋根漏水補償



特長

- ◆ 自然災害・屋根漏水とも **10年間** の長期安心補償です。
- ◆ 台風・落雷・火災・飛来物などによる災害及び盗難による被害を補償します。
- ◆ 施工後の屋根漏水を補償します。
- ◆ 自然災害補償の補償限度額はサンテックパワー住宅用太陽光発電システムご購入金額(領収証のご提示がない場合はkWあたり43万円)までです。
- ◆ 自然災害補償は1回の補償額がご購入金額未満であれば何回でも補償を受ける事が出来ます。
- ◆ サンテックパワー住宅用太陽光発電システム漏水補償は補償額の合計が500万円に達するまで何回でも補償を受ける事が出来ます。

①自然災害補償について

この保険と重複する保険契約・共済契約（火災保険等）が他にある場合には、その保険金のお支払いが優先されます。

【補償対象機器（屋根置き型で太陽光発電システム容量が15kW未満の製品）】

太陽電池モジュール（パネル）、パワーコンディショナ、表示機器、架台、接続箱、これらの付属品、もしくは付属配線（設置時に供給したもの）

【補償対象期間】

保険の対象（ご契約の対象となるサンテックパワージャパン・ソーラーシステム）の設置時に始まり、10年後の応当日、または出荷日の11年後の応当日いずれか早い方の午後12時に終了します。

【補償限度額】

購入時の領収証をご提示頂けた場合には購入金額とします。ご提示頂けない場合には、kWあたり43万円として購入金額を算出します。

【補償の対象となる事故】

(1)火災 (2)落雷 (3)破裂・爆発 (4)台風・旋風・暴風・暴風雨等の風災、雹災または豪雪、雪崩等の雪災 (5)台風・暴風雨・豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災 (6)建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊（雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは(4)及び(5)の事故による損害は除く (7)盗難

【補償の対象外となる損害（主なもの）】

・保険契約者、被保険者、または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失もしくは法令違反に起因する損害
・被保険者と世帯を同じくする親族の故意に起因する損害
・詐欺または横領に起因する損害
・戦争その他類似の事変、暴動等に起因する損害
・核燃料物質（その汚染物質を含む）の有害な特性による損害
・保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
・保険の対象に対する修理・清掃等の作業中における作業上の過失・技術の拙劣による損害（但し、それによる火災または破裂・爆発が発生した場合を除く）
・電気的事故または機械的事故に起因する損害（ただし、それにより火災または破裂・爆発が発生した場合または補償の対象となる事故を直接の原因として発生した場合を除く）
・保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色その他これらに類似の事由、またはねずみ食い、虫食い等の損害
・サンテックパワージャパンが定めるメーカー保証規定の定めによりサンテックパワージャパンが保証を行うべき損害
・保険の対象または設置の瑕疵に起因する損害
・地震、噴火、これらによる津波およびこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害など

【損害保険金】

・保険の対象について発生した損害についてお支払いします。
お支払いする損害保険金は保険金額を限度に保険価額(*)に基づいて算定します。
損害保険金＝損害額

・保険金のお支払が何回あっても保険金額（ご契約金額）は減額されず、ご契約は満期まで有効です。ただし、損害保険金のお支払が1回の事故で保険金額に相当する額となった時は、保険契約は損害発生時に終了します。

・損害を受けた保険の対象が修理可能な場合は、修理に要する額を保険金として支払います。ただし、修理の結果、損害発生直前の状態より保険価額(*)が増加した場合は、増加した額に相当する額を控除したものを損害額とします。また、修理の額が保険価額(*)を超える場合は、修理不可能とみなして保険金をお支払いします。

(*)「保険価額」とは保険の対象の販売価格となります。

・保険金のお支払において以下のものは補償の対象外となり、生じた場合には被保険者負担になりますので注意をお願いいたします。
・修理時に損害の状況・原因・範囲等を調査するための費用

・再稼動するための点検・調整・試運転費用

・仮修理費用

・代替として使用する仮設物の設置費用および撤去費用ならびにこれに付随

する土地の賃借費用

・深夜・休日等の割増賃金等

【残存物取片づけ費用保険金】

損害保険金が支払われる場合に、保険の対象の残存物取片づけ費用をお支払いします。ただし、損害保険金の10%に相当する額を限度として、実際に支出した費用をお支払します。（残存物取片づけ費用保険金と損害保険金の合計額が保険金額を超過する場合にもお支払いします。）

※水災の事故では、残存物取片づけ費用保険金はお支払いしません。

【権利保全費用】

引受保険会社が保険金をお支払するのと引換えに取得する第三者からの損害賠償等を受けられる権利の保全もしくは行使または証拠および書類の入手のために必要な費用をお支払いします。

【臨時費用保険金】

損害保険金が支払われる場合に、損害保険金の10%に相当する額を臨時費用としてお支払いします。

（注1）この保険と重複する火災保険契約等が他にある場合は、その保険金が優先払いされます。

（注2）この保険にセットされている特約条項により、普通保険約款記載の臨時費用保険金および損害拡大防止費用はお支払いしません。

【その他】

・保険の対象に損害が生じたことを知った場合は、遅滞なく（貴社経由または）サンテックパワージャパンにご連絡をお願いいたします。保険の対象が盗取された場合には、遅滞なく所轄警察官署へ届け出てください。ご連絡等が遅れた場合、お支払いする保険金を削減する場合がございます。また、保険金請求権には時効（3年）がございますのでご注意ください。

・自然災害補償はサンテックパワージャパン(株)を保険契約者とし、サンテックパワー・ソーラーシステムの購入者を被保険者とする動産総合保険（商品付帯）を東京海上日動火災保険(株)と契約するものです。上記は動産総合保険（商品付帯）の保険概要を説明したものです。詳細については保険約款・特約条項によりますが、不明点がございましたらサンテックパワージャパンの販売店までご連絡下さい。

頂いた個人情報自然災害補償の運営を行う為東京海上日動火災保険(株)に提供することにございご了解頂きますようお願い致します。

②屋根漏水補償について

【対象となる屋根】

施主宅にサンテックパワージャパンからご購入頂いた太陽光発電システムを設置した後設置箇所の瑕疵により、当該工事箇所から雨漏りが発生し、修繕が必要となった屋根

【補償期間】

サンテックパワーの太陽光発電システムの設置日（竣工検査完了日）から10年間

【補償限度額】

太陽光発電システム1セットあたり 500万円

第三者賠償（対人対物賠償共通保険） 1000万円

【免責事項】

・サンテックパワージャパンが認めていない施工基準・施工方法・材料の瑕疵
・故意または重過失によって発生した損害
・重大かつ明白な施工ミスによるもの（例：サンテックパワージャパン発行の施工マニュアルに従わずに施工されたもの）
・建築基準法等の法律によって定められる建築基準に適合しない住宅に設置した場合
・瑕疵の修補作業上のミス、技術の拙劣または正当な理由のない修補の遅延
・使用者/補償対象者がサンテックパワージャパンに通知をせず、施工店以外の第三者に修補させた損害
・対象住宅の著しい不適正使用、不適切な維持管理（定期的に必要な計画修繕の怠りを含む）
・施工中の損害
・当該施工箇所以外への拡大損害
・修補期間中の仮住居費、転居費用等の間接費用
・戦争・労働争議等暴動に起因する損害
・火災・落雷・破裂・爆発・外部からの物体の落下・飛来・衝突等の偶然かつ外来の事由
・地震・噴火・津波・台風・竜巻・豪雨などの自然現象による事故
・地盤変動または地盤沈下
・土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂崩れ・土砂の流出・流入または土地造成工事の瑕疵
・対象住宅に関する売買契約/請負契約締結時において実用化されていた技術では予防不可能な現象またはこれに起因して生じた事由
・対象住宅の虫食い・ねずみ食いまたは対象住宅の性質による結露
・住宅設計・施工基準を上回る負荷
・他の財物の瑕疵に起因して生じた損害
・補償期間（加入期間）外に発生した事故による損害
・完成引渡し後10年を超えて発生した損害
・保証書が交付されていない場合の損害など

【その他】

・補償は何度も受けられますが、補償額の合計が500万円に達した時点で補償責任は終了します。

・屋根漏水補償10年に関しては設置条件（工法、屋根材、地域等）や架台の種類によって補償の対象外となる場合があります。詳しくは販売店にお問い合わせください。

【その他、自然災害補償と屋根漏水補償に共通の注意事項】

・本補償が適用されるのは、サンテックパワー総合補償制度に加入している販売店を通してサンテックパワー住宅用太陽光発電システムを一括購入した場合に限ります。

・本補償はサンテックパワー住宅用太陽光発電システムのシステム容量（太陽光発電モジュールの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の値）が15kW未満であることが条件となります。

・本補償にはサンテックパワージャパンが発行する「保証書」が必要です。必ず販売店経由でご入手ください。

・詳細は保証書をご確認ください。保証書の発行は、サンテックパワージャパンが指定する施工店（施工技術研修者）により施工され、かつサンテックパワージャパン所定の竣工検査に合格することが必要です。

SUNTECH サンテックパワー・ジャパン株式会社

【東京本社】

〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-6-11 西新宿KSビル6F

TEL：03-3342-3838／FAX：03-3342-6534

自然災害補償に関して

《取り扱い代理店》

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社

《引受保険会社》

東京海上日動火災保険株式会社

《引受保険会社》

屋根漏水補償に関して

《取り扱い代理店》

クボタ総合保険サービス株式会社

《引受保険会社》

損害保険ジャパン日本興亜株式会社